

第12次労働災害防止計画の評価

(労働安全衛生調査結果を反映したもの)

厚生労働省労働基準局安全衛生部
平成29年11月2日

第12次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画（5年ごとに厚生労働大臣が策定）。**第12次計画の期間は平成25年度～29年度。**

現状と課題

労働災害による被災者数（平成24年）

- ・死亡者数：1,093人
- ・死傷者数：119,576人（3年連続増加）

- ❑ 労働災害は長期的に減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で2.7倍以上）
- ❑ 死亡災害も減少しているが、建設業・製造業で過半数を占め、割合が高い

計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を**15%以上減少**
- ◆ 労働災害による死傷者の数を**15%以上減少**

【業種別の労働災害の動向】（単位：人）

業種	平成14年	平成24年	災害増減率
建設業	26,299	17,073	-35.1%
製造業	38,323	28,291	-26.2%
第三次産業	43,053	51,850	+20.4%
小売業	12,187	13,099	+7.5%
社会福祉施設	2,411	6,480	+168.8%
飲食店	3,725	4,375	+17.4%
陸上貨物運送事業	15,319	13,834	-9.7%
全業種合計	132,330	119,576	-9.6%

ポイント①

重点対策ごとに数値目標を策定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を策定し、達成状況を踏まえた対策を展開

（目標の例）重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）、メンタルヘルス対策取組率80%以上 など

ポイント②

第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント③

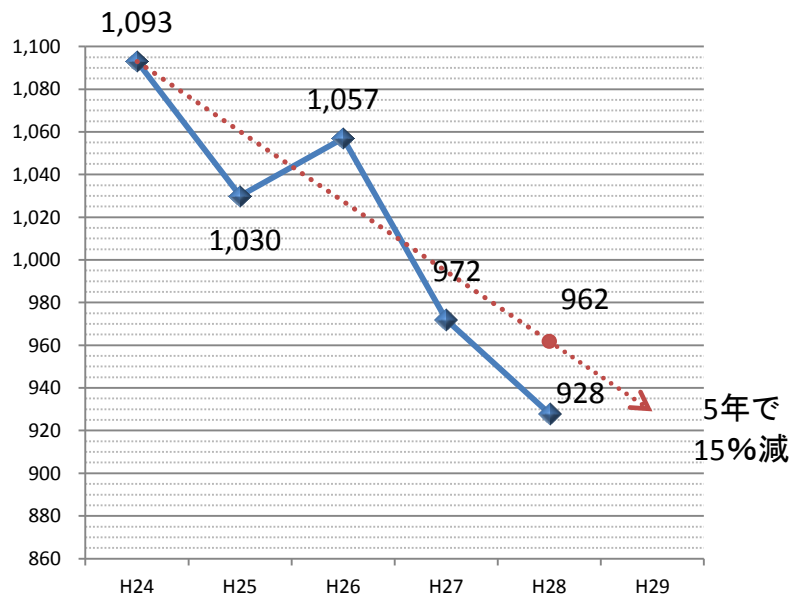
死亡災害への重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む

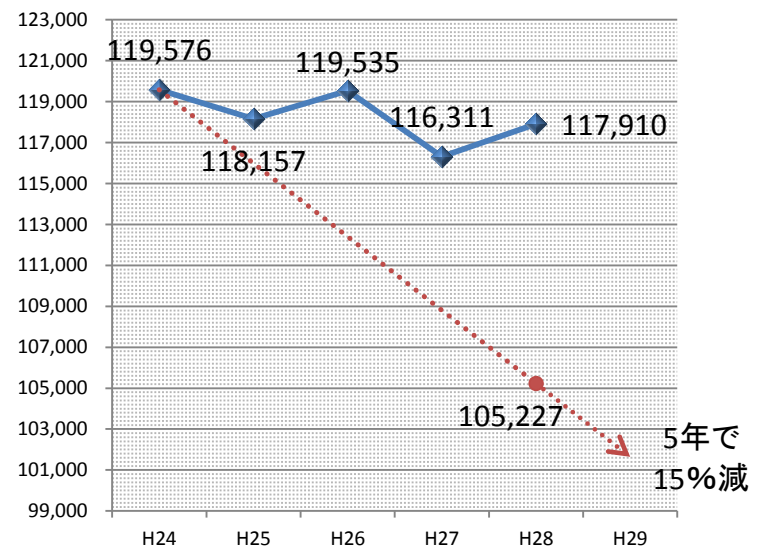
【全体目標に対する評価】

目標	実績	分析
【死亡災害】 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害の死亡者数を15%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 1,093人 → 928人 (15.1%減)	・全産業では、目標の15%以上減少を達成見込み ・重点業種として取り組んだ製造業(11.1%減)、建設業(19.9%減)は減少 ・重点業種以外では、陸上貨物運送事業が大幅な減少(26.1%減)、林業は増加(10.8%増) ・死亡災害発生率(千人率)では、改善(0.021(H24)→0.017(H28)) ※雇用者数は、4.7%増加
【死傷災害】 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 119,576人 → 117,910人 (1.4%減)	・全産業では、目標の15%以上減少は達成困難 ・重点業種として取り組んだ小売業(2.6%増)、社会福祉施設(27.8%増)、飲食店(9.5%増)、陸上貨物運送事業(1.0%増)はいずれも増加 ・重点業種以外では、製造業(6.5%減)、建設業(11.8%減)が減少 ・労働災害発生率(千人率)では、やや改善(2.3(H24)→2.2(H28)) ※雇用者数は、4.7%増加

死亡災害:全産業



休業4日以上の死傷災害全産業



【労働災害件数を減少させるための重点業種対策に対する評価】

目標	実績	分析
平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。		
【小売業】 労働災害による休業4日以上之死傷者の数を20%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 13,099人 → 13,444人 (2.6%増)	・労働災害発生件数は、2.6%の増加 ・労働災害発生率(千人率)では、やや改善(2.24(H24)→2.17(H28)) ※雇用者数は、5.8%増加
【社会福祉施設】 労働災害による休業4日以上之死傷者の数を10%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 6,480人 → 8,281人 (27.8%増)	・労働災害発生件数は、27.8%の増加 ・労働災害発生率(千人率)も、増加(1.99(H24)→2.11(H28)) ※雇用者数は、20%増加
【飲食店】 労働災害による休業4日以上之死傷者の数を20%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 4,375人 → 4,791人 (9.5%増)	・労働災害発生件数は、9.5%の増加 ・労働災害発生率(千人率)も、増加(1.76(H24)→1.79(H28)) ※雇用者数は、8.1%増加
【陸上貨物運送事業】 労働災害による休業4日以上之死傷者の数を10%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 13,843人 → 13,977人 (1.0%増)	・労働災害発生件数は、1.0%の増加 ・労働災害発生率(千人率)では、やや改善(8.44(H24)→8.17(H28)) ※雇用者数は、4.3%増加

【重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策に対する評価】

目標	実績	分析
平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。		
【建設業】 労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 367人 → 294人 (19.9%減)	・平成28年現在で19.9%減。目標達成見込み ・墜落・転落災害は、減少傾向(157件(H24)→134件(H28))であるが、減少率は14.6%で、建設業全体の労働災害に占める割合は40%以上 ・死亡災害発生率(千人率)では、改善(0.108(H24)→0.088(H28)) ※雇用者数は、2.1%減少
【製造業】 労働災害による死亡者の数を5%以上減少させる。	(平成24年) (平成28年) 199人 → 177人 (11.1%減)	・平成28年現在で11.1%減。目標達成見込み ・はさまれ・まきこまれ災害は、減少がみられない(63件(H24)→62件(H28)) ・死亡災害発生率(千人率)では、やや改善(0.021(H24)→0.018(H28)) ※雇用者数は、1.9%増加

【重点とする健康確保・職業性疾病対策に対する評価】

目標	実績	分析
【目標】 平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(平成24年) (平成28年) 47.2% → <u>56.6%</u> (9.4ポイント増) 注 平成24年の数値は「労働者健康状況調査」、平成28年の数値は「労働安全衛生調査(実態調査)」による	・平成28年時点では、目標未達成 ・中規模事業場以上では、実施率は増加し、目標値を超える (500～999人96.4%(H24)→99.8%(H28)、300～499人92.8%(H24)→99.2%(H28)、100～299人83.1%(H24)→96.1%(H28)、50～99人71.4%(H24)→85.2%(H28)) ・小規模事業場では、実施率は増加するも、目標値に満たない (30～49人56.0%(H24)→62.5%(H28))、(10～29人38.9%(H24)→48.3%(H28))
【目標】 平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。	(平成23年) (平成28年) 9.4% → 7.8% (17.0%減) 注 数値は「労働力調査」による	・平成28年時点では、一定の減少がみられるものの目標未達成
【目標】 職場における化学物質管理の推進のため、平成29年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。	(平成26年) (平成28年) ラベル 47.7% → <u>60.0%</u> (12.3ポイント増) SDS 48.0% → <u>51.6%</u> (3.6ポイント増) 注 平成26年の数値は「労働環境調査」、平成28年の数値は「労働安全衛生調査(実態調査)特別集計」による	・平成28年時点では、目標未達成 ・ラベル表示、SDS交付とも割合は増加、ラベル表示は10ポイント以上増加
【目標:腰痛】 平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上 の死傷者の数を10%以上減少させる(労働災害件数を減少させるための重点業種対策における目標と同じ)。	【社会福祉施設の労働災害のうち腰痛】 (平成24年) (平成28年) 957人 → 1,084人 (13.3%増)	【社会福祉施設の労働災害のうち腰痛】 ・労働災害発生件数は、13.3%の増加 ・労働災害発生率(千人率)では、やや改善(0.29(H24)→0.27(H28)) ※雇用者数は、20%増加
【目標:熱中症】 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上 の死傷者の数(各期間中(5年間)の合計値)を20%以上減少させる。	(平成20～24年の合計) 1,948人 (平成25～28年の合計) 1,879人	・平成28年時点で、目標値を上回っており、目標未達成 ※ 平成29年から「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、対策を強化
【目標】 平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。	(平成24年) (平成28年) 51.8% → <u>34.7%</u> (17.1ポイント減) ※平成24年の数値は「労働者健康状況調査」、平成28年の数値は「労働安全衛生調査(実態調査)」による	・平成28年時点では、目標未達成 ※ 新成長戦略及び健康日本21の目標(平成31年までに)「受動喫煙の無い職場の実現」 ※ 改正労働安全衛生法(平成27年6月施行)で受動喫煙を防止するための措置を努力義務化

【業種横断的な取組の実施事項】

項 目	目 標	実 施 事 項
リスクアセスメント	導入の促進	・平成25年及び平成26年に中小企業向けリスクアセスメント導入研修会を開催 ・衛生分野でのリスクアセスメントについては、平成28年に腰痛予防のe-ラーニング教材を開発 ※ リスクアセスメント実施率(46.5%(H23)→46.5%(H28))
労働安全衛生マネジメントシステム	導入の促進	・平成25年に中小企業向け労働安全衛生マネジメントシステム導入マニュアルを作成、公表 ・労働安全衛生マネジメントシステムのISO規格化が進行していることを踏まえ、経済産業省や労働災害防止団体等と連携して、国内の安全衛生活動等も考慮したJIS規格を制定に向け検討中
高年齢労働者	身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害の防止	・平成28年に高年齢労働者の活躍促進のための取組事例集を作成、公表
非正規労働者	非正規労働者に対する安全衛生活動の実態把握と対策の推進	・平成25年及び平成27年の労働安全衛生調査において、非正規労働者の安全衛生教育等の実態把握 ※ 雇入れ時教育について、工業的職種においては、実施率が高い傾向(製造業 正社員:76.9%、正社員以外の労働者:71.5%) 一方、非工業的職種においては、実施率が低い傾向(卸売業、小売業 正社員:53.9%、正社員以外の労働者:39.9%) ・平成27年及び平成28年に製造業等の派遣労働者等を対象とした雇入れ時の安全衛生教育マニュアルを作成 ・平成27年に派遣先と派遣元における安全衛生管理の役割について明確化を図るため派遣元、派遣先指針を改正
安全衛生分野の専門家	安全衛生分野の専門家の育成	・平成25年から労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント向け研修会で、制度改正や労働災害の発生状況等について説明 ・労働災害防止団体に配置されている安全管理士、衛生管理士向けの研修会で、制度改正や労働災害の発生状況等について説明
労働災害防止団体	労働災害防止団体活動の活性化	・平成28年から業界団体において、自主的な安全衛生活動を行えるよう、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等を通じて支援を実施
業界団体	業界団体との連携による対策の実効性確保	・平成27年にビルの外装清掃を行う業界団体と連携して、ロープ高所作業における安全対策について制度改正 ・平成28年にトンネル建設工事の業界団体と連携して、肌落ち災害の防止のためのガイドラインを策定
外部専門機関	安全衛生管理に関する外部専門機関の活用促進	・産業医等の産業保健関係者に対する研修や小規模事業場に対する産業医の訪問指導を実施 ・平成29年からストレスチェック実施後の集団分析を踏まえた職場環境改善計画の作成・実施に対する助成金の新設等を実施
経営トップ	経営トップの労働者の安全衛生に対する意識の高揚	・平成29年から「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」として、労働局長等から多店舗展開企業等の経営トップに対する働きかけ等を実施

優良企業の公表	労働環境水準の高い企業等の積極的な公表	・労働災害防止と労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発し、平成27年から安全衛生優良企業公表制度を創設(認定企業数 33社(H29.6現在))
重大な労働災害を発生させた企業への対応	重大な労働災害を繰り返し発生させる企業への計画の策定指示等	・改正労働安全衛生法(平成27年6月施行)により、異なる事業場で同種の死亡災害を繰り返し発生させた企業に対し、特別安全衛生改善計画の策定等を指示できる制度改正(該当1社(H29.6現在))
国民全体の意識の高揚	労働者の危険感受性の向上	・労働者一人ひとりの安全衛生に対する意識の高揚を図るため、平成27年からSTOP! 転倒災害プロジェクト、平成29年からSTOP! 熱中症 クールワークキャンペーンを実施 ・大学、高校、中学において、安全衛生を含む労働法全般について、セミナーや講義を実施
労働安全衛生研究	安全衛生総合研究所等との連携	・労働安全衛生総合研究所と連携して、陸上貨物運送事業、小売業、飲食店で発生している災害を類型化し、防止対策をまとめたパンフレットを作成 ・平成27年より労働安全衛生総合研究所と連携して、過労死等の実態解明に向けた研究を実施
国際動向	外国の最新の知見収集	・改正労働安全衛生法(平成27年6月施行)により、機械の検査・検定について、日本国内に事務所を有しない外国機関も登録機関になれるようにした。 ・平成28年に国際規格に準拠して機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針を策定 ・GHS関係省庁連絡会議を開催し、国連GHS専門家小委員会の動向を踏まえて、JISの見直し等に対応
発注者等	発注者、荷主等による取組の強化	・平成27年に建設工事における労働災害防止対策実施者とその経費の負担者等について、国土交通省と連名のリーフレットを作成 ・平成24年から、荷主等を対象に専門家による荷役作業場所の診断・改善指導や講習会を実施
機械の安全化	製造段階での機械の安全化	・平成25年に災害が多発している食品加工用機械の安全対策について制度改正 ・平成28年に機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針を策定 ・職場のあんぜんサイトで、機械の種類ごとに労働災害発生状況を公表
社会的影響等への対応	一般国民の被害の防止	・平成28年に建設現場の近くを通行中の一般人が建設資材の落下により死亡した事案において、業界団体に安全管理の徹底を要請
東日本大震災	復旧・復興工事の労働災害防止	・平成23年から重機災害、墜落・転落、土砂崩壊等の重篤な災害に繋がりがやすい労働災害の防止を重点に指導等を実施 ・平成23年から復旧・復興工事現場を対象に、専門家による巡回指導を実施 ・平成23年から新規参入者や統括安全衛生責任者に対する安全衛生教育等に対する支援を実施
原子力発電所事故	東京電力福島第一発電所対策	・平成27年に東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドラインを策定 ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業における被ばく低減対策、平成24年から緊急作業従事者等の健康管理、メンタルヘルスケア等を実施 ・平成25年に除染業務従事者の被ばく線量管理のガイドラインを改定